

# 平成20年度 第2回理事会開催



人日本海事センターに申請する予算（案）、「救助出動報奨金交付規則の一部改正（案）」、「日本水難救済会救難所員等互助会規約及び同規約実施細則の一部改正（案）」等について審議され、原案どおり異議なく承認されました。

「平成二十一年度日本財団及び財団法人日本海事センターに申請する予算

（案）」は、合計一億一千四百九十万円で、本年度の助成金・補助金の合計額に比し大幅に増加しておりますが、これは、日本財団に次の助成金申請を行ったためです。

イ 児童たちに海で各種泳法を体験習得させる等の目的で行う皆泳教室を試行するための助成金

ロ 救助船を建造するための助成金

ハ 次に説明します救助出動報奨金交付

規則の一部改正を来年度以降も継続して実施していくために必要な助成金の

平成二十年九月三十日、海事センター  
ビルにおいて、第二回理事会を開催しました。

理事会の開催にあたり、相原会長の挨拶の後、海上保安庁の城野警備救難部長からのご挨拶をいただきました。

「平成二十一年度日本財団及び財団法

増額

「救助出動報奨金交付規則の一部改正



城野警備救難部長挨拶

（案）」は、最近の燃料費の高騰による救助員の皆様のご負担の一部を軽減するため、二十年十月一日から当分の間（取り敢えずは本年度内）、一人当たりの報奨金額を二割増額するとともに、一件の海難救助について複数の救難所が出動した場合の交付対象人員の限度数を引き上げるものであります。

「互助会規約及び同規約実施細則の一部改正（案）」は、互助会の会費を五百円に減額し分配金を廃止するなどの改正であり、五名の互助会理事の推選も行われました。